

平成29年度介護保険料について

65歳以上の方には介護保険料の納入通知書が送付されますので、年間の保険料額や納付方法などについてご確認ください。

市の65歳以上の方の介護保険料（平成29年度）

対象者			平成29年度の保険料		
世帯の課税状況	本人の課税状況	本人の年金収入+所得金額の合計	所得段階	月額(円)	年額(円)
世帯全員 が非課税	非課税	生活保護受給者など	第1段階	2,700	32,400
		80万円以下	第2段階	4,500	54,000
		80万円超120万円以下	第3段階	4,500	54,000
	非課税	120万円超	第4段階	5,400	64,800
世帯に 課税者あり	非課税	80万円以下	第5段階	6,000	72,000
		80万円超	第6段階	7,200	86,400
		120万円未満	第7段階	7,800	93,600
	課税	120万円以上190万円未満	第8段階	9,000	108,000
		190万円以上290万円未満	第9段階	10,200	122,400
		290万円以上			

納付方法 特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書等による納付）

注意点

- ・転入者や、世帯に属する家族の所得課税状況が確定していない方には、暫定の金額で通知されますので、後に所得状況が把握されたことにより保険料額が変わる場合があります。
- ・納付書で納めるべき納期がある方には納付書が同封されていますので、納め忘れのないようご注意ください。
- ・納付書は指定の金融機関およびコンビニエンスストア（納期限内に限る）で納付可能です。

【問い合わせ先】介護課 電話42-2111（内線231・235）

身体障害者巡回診査・更生相談

身体に障害を抱えている方に対し、巡回して医学的判定を行い、更生に必要な総合的相談を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とされる方
- ・市または青森県障害者相談センターから身体障害者手帳の再認定を必要とされた方
- ・身体障害者手帳の障害程度や等級に変化があり、変更を必要とする方
- ・補装具（オーダーメイド車いす・電動車いす・座位保持装置などを除く）の交付、再交付または修理を必要とする方
- ・生活、医療、施設入所などの相談を希望する方

※当日の診査だけでは判定できないこともあります。

持参するもの ①身体障害者手帳（所持者のみ） ②印鑑
③マイナンバーがわかるもの（個人番号通知カード、個人番号カードなど）

日程等

診療科目	開催月日	時 間	会 場
整形外科 (肢体不自由)	7月5日(水)	受付 9時～11時 診査・相談 9時30分～12時	五所川原市民学習情報センター 電話38-5115

※聴覚障害の巡回診査・相談については平成27年度より廃止になりました。

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線241）

広 告



*お得セット

- | | |
|---------------|---------|
| カット、シャンプー、顔そり | ¥2,500 |
| *ていねい顔そり | ¥1,600 |
| *リペア縮毛矯正 | ¥8,000～ |
| *パーマ&カット | ¥5,000～ |
| *白髪染め・おしゃれ染め | ¥2,000～ |
| *カット&カラー | ¥3,000～ |
| *カット | ¥1,000 |

■営業時間 AM8:00～PM7:00 ■定休日／月曜日 ■木造若宮3-21 Tel.42-3855

ご来店のお客様にジュース、お茶など差し上げております。

広 告

中3生部活引退後の予約受付を開始します!

- ・青森東高校 1名
- ・五所川原高校 10名
- ・青森明の星高校 1名
- ・木造高校 12名
- ・五所川原工業高校(電気) 1名

進学・学習指導教室



対象／小学生・中学生(国・英・数・社・理)
〒038-3136 つがる市木造萩野13-23(商工会館裏)

第一志望校へ
全員合格
達成!!

お問い合わせは TEL.0173(42)1738

国民年金保険料「免除制度」について



経済的な理由などにより国民年金保険料の納付が困難な時には、保険料が免除となる制度があります。平成29年度の免除等の受け付けは平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除申請できるようになりました。

申請免除

申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得額が一定以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除（4分の3・半額・4分の1）されます。ただし、一部免除は保険料を納めないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

平成29年度国民年金保険料 16,490円	免除割合	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
	保険料納付額	0円	4,120円	8,250円	12,370円

また、失業した方については前年の所得を0円とみなしますので、配偶者・世帯主の前年所得によっては全額免除、または一部免除に該当する場合もあります。申請には雇用保険離職票または雇用保険受給者証の写しが必要です（共済等は退職者辞令の写し）。

若年者納付猶予制度

学生を除く20歳以上50歳未満の方は、同居している世帯主の所得に関わらず、申請者本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

学生納付特例制度

学生で申請者本人の前年所得額が一定以下の場合には、在学中の保険料の納付が猶予されます。

手続きには申請年度有効の学生証の写しまたは在学証明書（原本）が必要です。

○いずれの申請にも、基礎年金番号がわかるもの、または本人確認ができるもの（運転免許証など）、印鑑（認印）をご持参下さい。

○免除の申請は、原則として毎年必要ですが、全額免除と若年者納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すれば翌年からは本人の申請手続きは不要です（全額免除却下通知が届いた方は一部免除に該当する場合もありますので、再度申請してください）。

移動年金相談日 日時 6月28日(水)、7月26日(水)、8月23日(水) 10時～15時
場所 つがる市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。
弘前年金事務所 お客様相談室 電話 0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267）弘前年金事務所 電話0172-27-1339
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

第25回 青森県障害者スポーツ大会

開会式・実施競技	開催日	会場名
開会式	8月27日(日)	青森県総合運動公園陸上競技場
陸上	8月27日(日)	青森県総合運動公園陸上競技場
フライングディスク	8月27日(日)	青森県総合運動公園陸上競技場
ソフトボーラー	9月10日(日)	青森県立青森第二高等養護学校グラウンド
ボウリング	9月24日(日)	アオモリボウル
水泳	9月3日(日)	新青森県総合運動公園屋内プール
アーチェリー	9月3日(日)	新青森県総合運動公園アーチェリー場
卓球	9月3日(日)	新青森県総合運動公園サブアリーナ
バレーボール	9月3日(日)	新青森県総合運動公園メインアリーナ

対象 12歳以上(H29.4.1現在)の身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※内部障害の方は参加種目に制限あり。

参加費 無料（ボウリングのみ900円）**申込期限** 6月20日(火)
※詳しくはお問い合わせください。 **【申し込み・問い合わせ先】** 福祉課 電話42-2111（内線241）

ひとり親家庭等医療費受給資格の更新について

現在、ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されている方は、7月31日をもって受給期間が終了となり、新たに8月1日から給付を受けるためには更新の手続きが必要となります。更新手続きをしないと、医療費の給付が受けられない期間が発生してしまいますので、忘れずに手続きをして下さい。なお、更新に必要な書類は6月末に郵送します。

受付期間 7月3日(月)～7月31日(月)

持参物 ①ひとり親家庭等医療費受給資格証更新申請書 ②健康保険証(つがる市国保以外の方)
③印鑑 ④医療費受給資格証(現在お使いのもの)

受付場所 木造、森田、柏地区の方 → 市役所福祉課

稻垣地区の方 → 稲垣出張所

車力地区の方 → 車力出張所

*お住まいの地域により受付場所が異なりますので、お間違いの無いようご確認をお願いします。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111(内線233)

ひとり親家庭・寡婦の皆さまへのお知らせ

青森県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭の親御さんおよび寡婦の方々の自立支援を目的とした各種講習会、親子ふれあい交流会や相談の受け付けをしております。詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

相談事業	種類	開催地	受付期間
一般相談 就業相談	母子寡婦福祉連合会(青森市)	月・水・金 火・木 日(第2・4)	8時30分～17時15分 8時30分～20時 10時～15時
法律相談	母子寡婦福祉連合会(青森市)	毎月 第3火曜日	13時～15時(1人30分)

就業支援事業	種類	開催地	受付期間	開催時期
就業支援セミナー、起業支援セミナー、就業支援バンク、在宅就業促進事業	母子寡婦福祉連合会(青森市)		通年	通年
調理師試験準備講習会 ※調理師試験を申し込みされた方	弘前市	7月21日(金)～8月10日(木)	9月(予定)	
パソコン講習会	弘前市 五所川原市	7月21日(金)～8月10日(木)	8月31日～11月30日 9月1日～12月1日	
交流会	親子ふれあい交流会 こども塾・はは塾plus ぱぱ「農業体験」	南部町 (送迎バス有り・経由地未定)	6月20日(火)まで ※参加費必要	7月22日(土) ～23日(日) ※1泊2日

【問い合わせ先】 つがる市福祉課 電話42-2111(内線247)

公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会 電話017-735-4152 ホームページ <http://aomori-kenboren.jimdo.com/>

廃棄物の野焼き禁止

廃棄物処理法により、廃棄物の野焼きは禁止されています。

「野焼き」とは、ドラム缶、ブロック積み、一斗缶による焼却や、空き地、川べりなどでの廃棄物の焼却のことです。野焼きをした場合、**5年以下の懲役または1,000万円(法人は3億円)以下の罰金**に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。



野焼きの煙の被害では、

- ・大量の黒煙や臭いが発生する
- ・家の中に入って息苦しい
- ・窓を開けられない
- ・洗濯物にすすや臭いがつく
- ・大気汚染や健康被害
- など、多くの苦情が寄せられています。

廃棄物の野焼きに関する通報やお問い合わせは下記へお願いします。

【問い合わせ先】 つがる市環境衛生課 電話42-2111(内線281)

中南地域県民局環境管理部 電話0172-31-1900 つがる警察署 電話42-3150

平成29年度 計量器(はかり)の定期検査について

計量器の定期検査は、取引・証明に使用する「はかり」の正確性を期し、消費者利益の保護を図るために設けられた制度で、2年に一度の検査を受けることが法律で定められています。

取引・証明を目的として使用している「はかり」をお持ちの方は、定期検査を受けられますようお願いします。

実施日	実施地	実施時間	実施場所	備考
6月26日(月)	車力	10:30~12:00	富藩公民館	●前回検査を受けた方で、「はかり」を廃棄、または今後、使用しない方はご連絡ください。
		13:00~15:00		
6月27日(火)	車力	9:30~12:00	JAつがるにしきた牛潟支店	●検査は、最寄りの実施場所で受けください(最寄りの場所で受けられない場合は、他の実施場所でも受けられます)。
		13:00~15:00	車力ふれあい会館(車力出張所付近)	
6月28日(水)	稻垣	10:00~12:00	JAつがるにしきたつがる支店	●検査には手数料がかかります。詳しくはお問い合わせください。
		13:00~15:00	1号倉庫	
6月29日(木)	稻垣	10:00~11:30	JAつがるにしきた繁田ライセンター	
6月30日(金)	木造	14:00~15:00	館岡コミュニティ消防センター	●平成28年以降に新品のはかりを購入された場合は、今年の検査は免除されます。
		10:00~12:00	JAつがるにしきた川除支店	
7月3日(月)	柏	13:00~15:00		
		10:00~12:00	柏農村環境改善センター	
7月4日(火)	森田	13:00~14:00		
		10:00~12:00	市消防署森田分署 裏車庫	
7月5日(水)	木造	13:00~15:00		
		10:30~12:00	南広森コミュニティ消防センター	
7月6日(木)	木造	13:00~15:00	JAごしおつがる柴田倉庫	
		9:30~12:00	JAごしおつがる大畠倉庫 (出精郵便局隣)	
7月7日(金)	全域	13:00~15:00		
		10:00~12:00	市商工会前 イベント広場	
		13:00~15:00		



【問い合わせ先】商工観光課 電話42-2111（内線432）

農業者年金受給者の現況届の提出について

農業者年金基金より5月下旬に郵送される現況届について、下記のとおり受け付けを行いますので、必ず提出いただくようお願いします。

受付場所 農業委員会(柏分庁舎内)、市役所総務課、稻垣出張所(稻垣公民館内)、車力出張所、つがる出張所(イオンモールつがる柏内)

受付期限 6月30日(金)(つがる出張所では土・日曜日でも受け付けしています)

重要事項 年金を受給するために、農業経営を移譲している方は、農業経営に関する名義が、その相手方に変更されている必要があります。

※現況届の用紙への記入は、ボールペン等(鉛筆不可)でお願いします。また、氏名等の必要事項は必ず記入・署名して下さい。

【問い合わせ先】農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820

農地パトロール(遊休農地の把握)の実施について

農業委員会では農地パトロール(農地法第30条第1項に基づく利用状況調査)を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り生かす運動を展開しています。

《調査月間》

農地パトロールは、毎年7月から10月までを調査月間として実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820

